

令和5年度愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会

議事概要

（ 日時：令和5年11月17日（金）18：35～20：15
場所：愛媛県庁第一別館3階 第5会議室 ）

1 開 会（19名中16名の出席）

2 課長挨拶（健康増進課長）※健康増進課主幹代読

3 会長選出

愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の互選により木戸委員を会長に選任した。

また、会長職務代理者について、木戸会長の推薦により西村委員を選任した。

4 議 事

(1) 令和5年度高次脳機能障害支援普及事業の実施状況について

高次脳機能障害支援拠点機関、相談支援協力機関及び県よりそれぞれ報告を行った。

報告内容は以下のとおり。

○高次脳機能障害支援拠点機関及び相談支援協力機関からの報告

①医療法人財団慈強会松山リハビリテーション病院（菅 作業療法士）

・令和5年度上半期の相談支援実績は、来院来所の相談延件数が1,257件、電話相談が1,975件となっている。リハビリの訓練の実人数は、入院と外来を合わせて69名、患者の自宅やカンファレンス等、関係機関への訪問が65件である。

・研修については、例年、「支援拠点機関講習会」と「日本損害保険協会助成事業リハビリテーション講習会」、「臨床高次脳機能研究会えひめ」の3回実施している。今年度は、「支援拠点機関講習会」を8月にテクノプラザ愛媛で開催し、参加者は86名と大勢の方に参加いただいた。

・今後は、「日本損害保険協会助成事業リハビリテーション講習会」を12月2日、「臨床高次脳機能研究会えひめ」を2月24日に開催予定である。準備が出来次第、御案内させていただく。

②社会医療法人石川記念会H I T O病院（高橋委員）

・病院として特別なことは実施できていないが、数年前と比べ就労支援や社会福祉支援に関する実績を着実に積み上げている。入院患者の会社の方をお呼びして評価内容の報告や、社会福祉に向けた情報提供等を行い、地域につなぐようにしている。

・外来も数は多くはないが、各事業所やハローワーク等に同行するなど、つなぎの部分の強化に取り組んでいる。

・当院はICTに力を入れており、外来でiPad等を使用した遠隔での診療実績も少しずつで

はあるが増えており、このような取組みによる個別対応を継続していきたい。

③社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院（真鍋委員）

- ・令和5年度のこれまでの実績としては、来院が1名で、高次脳機能検査と診断のため受診された。電話相談は0件。リハビリ訓練は5名で、他院に入院されていて退院後、当院に相談、訓練に至った方が2名、現在リハビリ継続中の方が3名となっている。
- ・職場復帰に向け、職場での話し合いに関わりたいが、患者の意向に沿うとなかなか入ることができないのが現状である。今後、担当のセラピストと患者、その家族と話を進めていく必要があるが、なかなかできておらず、他院ではどうされているのかご相談したい。

④医療法人隆典会片木脳神経外科（石川委員）

- ・11月20日に家族会を予定していたが、人数が集まらず中止となった。家族会あいの会議に出席させていただき、活動を支援させてもらっている。
- ・当院は今治圏域の中では、手帳の作成等に関して他院から紹介をいただき、書類の作成が全て行えるようになったため、他院との連携もしっかりとれている。また、松山リハビリテーション病院から今治圏域の患者をご紹介いただき、作業所等に結び付けるなど、数は少ないが相談支援協力機関としての対応はできていると思う。

⑤社会医療法人北斗会 大洲中央病院（池田委員）

- ・八幡浜保健所が企画された6月と11月の連絡会及び研修会に、活動状況報告と普及啓発のため参加させていただいた。両方の会議で、支援拠点機関である松山リハビリテーション病院の協力もいただき、実りのある会となった。
- ・当院の活動としては、急性期から回復期を担う病院であるため、高次脳と思われる患者さんに対し、入院から地域に帰っていく際の、支援する方へのつなぎといったことに注意しながら対応を行っている。

⑥市立宇和島病院（向井委員）

- ・当院では主に入院患者さんに高次脳機能障害が認められる場合、リハビリテーション病棟におけるリハビリを実施している。外来相談として昨年度は、医療機関との連携や手帳更新手続きの支援、外来でのリハビリ継続の相談、復職に向けた会社と病院との情報共有を行っている。
- ・今年度上半期は、来所・来院は0件であるが、電話では2件の相談を受けている。最近の傾向としては、若年層で脳卒中によって高次脳機能障害になる方が増えており、仕事復帰や車の運転再開を懸念される事例が多くみられる。
- ・宇和島圏域の協力機関として引き続き相談対応を行っていきたい。

⑦医療法人財団伊予病院 平山委員欠席のため、事務局より報告

- ・これまでは院内の多職種でチームを作り、高次脳機能障害支援チームとして活動を行っていたが、令和5年からは看護介護部とそれぞれの委員会で活動している。

・院内スタッフの人材育成や人員不足が課題となっており、入院患者と入院されていた方の外来フォローのみとなっており、新規患者の対応が難しい状況である。

○県からの報告（事務局）

・令和4年度の実績であるが、まず委託事業について、昨年度までに引き続き、支援拠点機関として指定している松山リハビリテーション病院、相談支援協力機関として指定している圏域ごとの6つの病院において相談支援の実施や研修会等を開催いただいた。実施内容の詳細は各病院からご報告いただいたとおりである。

・支援拠点機関である松山リハビリテーション病院における令和4年度の相談支援実績は、資料1の表のとおりであるが、参考にここ数年の相談件数の推移をグラフでお示ししている。令和3年度は約6,400件と多くなっているが、平成28年度～令和4年度まで約4,000～5,000件で推移している。

・会議の関係では、6月にオンラインにて開催された全国連絡協議会に参加し、全国の各ブロック会議における検討課題等の共有を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響のため、徳島県を幹事県とした四国ブロック会議を書面開催し、各県からの提案議題等に対する回答を共有した。各県からの議題は病識のない患者の受診支援やコロナ禍における普及啓発、地域における支援者との連携体制等であった。

・各保健所における事業の実施状況について、各保健所単位で研修会の開催や普及啓発リーフレットの配布等を行った。詳細は資料のとおりである。また、研修会の実施にあたっては、支援拠点機関や相談支援協力機関に講師等としてご協力いただいた。

（2）各機関の活動状況報告について

各機関の委員よりそれぞれ活動状況の報告等を行った。

報告内容は以下のとおり。

①谷向委員（国立大学法人愛媛大学大学院医学系研究科地域健康システム看護学講座）

・愛媛大学としての活動は正直なところ無い。診療も診療科ごととなっており、それぞれの医師による個別対応を行っているため、全体把握は難しい状況である。

②和田委員（公益社団法人愛媛県理学療法士会）

・理学療法士会として支援等の活動は無いが、各施設、病院においてOTやSTに協力いただきながらできることを行っていこうという方針である。

③平野委員（公益社団法人愛媛県作業療法士会）

・当会では、高次脳機能障害支援部門として取り組んでおり、構成員は支援拠点機関・各圏域の相談支援協力機関の作業療法士を中心に16名である。年に4回の会議、研修会、家族会への参加、移動支援の検討等を行っている。

・研修会は今年度2回、リモートにて実施予定である。12月10日（日）に大分県の井野辺病院の作業療法士である加藤氏をお招きして「高次脳機能障害や高齢における自動車運転能力の評

価及び安全運転寿命の延伸について」というテーマで実施予定である。

- ・就労支援に関する研修会は、来年の1月20日（土）に南予圏域の障がい者就業生活支援センターの主任就業支援ワーカーの竹下氏に、関連する法律などを踏まえた就労支援の全体像や事例についてお話いただく予定である。

④山本委員（愛媛県臨床心理士会）

- ・コロナ禍で関係機関同士の情報共有が難しい状況であった。5類移行後も理事会はずっとオンラインで開催している。高次脳機能障害をはじめ、各種研修会の案内は全会員にお知らせしている。

⑤玉置委員（愛媛高次脳機能障がい者を支援する会あい）

- ・コロナ禍では定例会や交流会がなかなか開催できなかったが、最近は少しずつ活動が再開できるようになってきた。
- ・会員の状況としては、コロナ前は33家族であったが、令和5年度は29家族であり、減少が続いている。
- ・大きな活動としては定例会を3回開催した。例年は200名程度参加しているが、昨年度は50名足らずであった。活動も順次増やしていきたいと思っている。
- ・支援普及活動については、以前は自立訓練として調理実習を行っていたが、コロナ禍のため外出訓練に切り替えた。また、個別相談を実施し、当事者の話を聞きたいという連絡を受けたら、なるべくタイムリーに対応するようにしている。
- ・最近では松山リハビリテーション病院の高次脳機能障害支援室から3件の紹介があり、相談支援を実施した。皆さんにおかれても、希望があればぜひ連絡いただきたい。その他、あい通信を発行し、講習会や研修会に参加した。昨年度の講習会はいずれも実態に即したもので非常によいものであった。
- ・全国の家族会においては、コロナが発生する前から、支援法の制定に向け全国規模で活動している。積極的に活動に参加して、実現を目指したい。

⑥西村委員（公益財団法人日本訪問看護財団松山相談支援センター）

- ・高次脳機能障害の方に初めて出会ってから20年近くになるが、様々な支援をさせていただいた。若い年齢で受傷され、皆さんのお力で回復された方々が、新たな自分となって地域で生活されている様子を長いスパンで見せていただき、新たな人生を送れる可能性を実感している。
- ・昨年は、損保リハビリ発表会で玉置委員のご家族の発表があり、その準備の支援をさせていただいた。言葉で語れなかったことを本人自身が時間をかけて言葉にされた経過をずっと見させていただくことができ、当事者の力強さに圧倒され、感動する体験をさせていただいた。
- ・コロナ禍においては、変則的な状況の中、病識のない御本人と周りの方々の困り感に対応され、頭の下がる思いである。

⑦日高委員（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部愛媛障害者職業センター）

・当センターは独立行政法人という形態で、厚生労働省の関係団体として全国展開している。様々な障がいのある方の就職、復職等、職場定着に係る支援を行っている。愛媛県では毎年、実人数で 400 名程度の利用があり、内訳として一番多いのがうつ病などの精神障がいの方で 4 割強、次いで発達障がいの方が 4 割弱、知的障がいの方が 1 割程度、高次脳機能障害の方は 3 ～ 4 %で、実人数では毎年 15 名前後のご利用がある。

・当施設としては国と目標の共有、設定をしており、特に精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害の方に対する支援を重点的に実施することを目標として定めており、就職等を目指す方がいらっしゃれば気軽に相談いただきたい。

⑧曾我部委員（松山市保健所）

・地域における支援として、医療機関を退院された方について、相談支援協力機関から退院時連絡票をもらい、地域での支援につなげている。昨年度は 9 名の方へ支援を行った。今年度は 1 名の方の連絡票をもらい、対応を行っているところ。相談支援協力機関以外の病院からも県を通じて相談があり、必要に応じて相談支援を行っている。

・松山リハビリテーション病院からお話をいただき、8 月と 12 月の講習会について、広報まつやまに掲載した。また、高次脳機能障害の啓発資料を活用し、ねんりんピックや保健所が実施する各種教室の参加者に周知啓発を行っている。

⑨三瀬委員（愛媛県言語聴覚士会）

・当会では、作業療法士会と同様に高次脳機能障害支援委員会があり、勉強会や講習会を年に 1 回程度実施している。また、行政上の定義では高次脳機能障害に該当しないが、多くの高次脳機能障害の方に影響を与えると考えられる「失語症」に関して、県の障がい福祉課から委託を受け、令和 2 年度より「失語症者向け意思疎通者養成事業」を実施している。現在 30 名程度の失語症者向け意思疎通支援者が愛媛県に誕生している。

⑨武知委員（中予保健所健康増進課）

・今年度の活動としては 7 月に支援者連絡会を開催し、松山リハビリテーション病院の相談支援コーディネーターにもご出席いただき、活動状況を報告し、意見交換等を実施した。また 10 月下旬から 11 月にかけて、回復期リハビリ病棟を有する医療機関へヒアリングに伺い、現状や活動方針に係る情報収集をさせていただいた。

(3) 意見交換等

協議事項、意見、質問、情報提供（詳細は資料 2 のとおり）に関する事前照会の結果を事務局より紹介し、内容に応じて事務局もしくは各機関から回答し、意見交換等を行った。

<協議事項>

- ①高次脳機能障害支援法制定時における愛媛県の支援普及事業の計画等について
(事務局)

・協議事項として提案いただいているが、事務局への質問として取り上げ、回答させていただきたい。

・玉置委員に提案の背景等、詳細をお聞きしたところ、高次脳機能障害の支援事業は総合支援法の中に含めて進められているが、都道府県の予算が非常に少ないこと、地域によって格差が非常に大きいこと等から支援普及があまり進んでいない。又、高次脳機能障害の専門医も減少している。このような現状を改善すべく全国の家族会、議員等が協働で高次脳機能障支援法（仮）制定を目指し活動しており、議員からは来年ぐらいには法律が制定されるのではと聞いているとのことであった。

・現在、県における高次脳機能障害に対する支援は、障害者総合支援法に定められている都道府県が行う「専門性の高い相談支援」として、支援拠点機関等の整備や、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、研究、地域での高次脳機能障がい者支援の普及啓発を実施している。現時点では国からの新しい法律に関する情報がなく、今後の施策の方向性等が不明なため、法律の改正に伴う施策の強化等は検討できていないが、国から指針が示されたら、法律で求められる都道府県における取組に対応できるよう、本県における事業実施の方向性、施策等を検討していきたい。また、必要に応じて協議会において委員の皆様からご意見を伺いたい。

②支援普及の進め方について（質問④の高次脳機能障がい者の人数調査も含む）

（事務局）

・協議事項として提案いただいているが、事務局への質問として回答させていただきたい。

・まず、高次脳機能障がい者の人数調査についてであるが、ご指摘のとおり、県全体を対象とした調査を実施したのは平成19年が最後であり、現時点での高次脳機能障害の患者数等は把握ができていない。平成19年の調査では、約800の医療機関と約100の福祉施設を対象に高次脳機能障害の認知度や高次脳機能障がい者の受診の状況等について調査を行っている。

・より実態に即した施策の実施には実態の把握が重要であると認識しているが、前回調査のような県下全域を対象とした大規模な調査の実施は検討できていない。どの程度の規模の調査であれば実施可能か、実施方法も含め、調査の実施については今後の検討事項とさせていただきたい。また、木戸会長からは、数の把握も大事であるが、地域でどんな困りごとがあるのかといった実態を調査することも重要なのではないかと、高次脳機能障害を含め、他のさまざまな疾患との横断的な調査のなかで、高次脳機能障害に関する実態を把握していくということも検討してはどうかといったご意見をいただいている

・2つ目の質問への回答の前に、支援コーディネーターの状況をご説明すると、愛媛県では松山リハビリテーション病院に4名いらっしゃる。全国では、令和4年度時点で464名、中四国では、鳥取県1名、島根県4名、広島県4名、山口県2名、徳島県4名、香川県4名、高知県4名となっている。

・コーディネーターの養成、配置については支援拠点機関である松山リハビリテーション病院に実施いただいているため、現状と今後の計画については松山リハビリテーション病院から御回答させていただきたい。

（木戸会長）

・支援コーディネーターが大事なのかという前に、この事業が始まったときに、私が一番最初に県と相談して実施したことは、保健所職員の皆さんの高次脳機能障害に対する認知度を高めるということであった。そのため、積極的な研修や広島の高次脳機能障害センターへの見学の実施を行った。

・実際に当事者に最初に関わるのは保健師であり、そういった方が行政に関わる高次脳機能障害だけではなく、認知症や発達障がい、精神疾患も含め、最初の接点となるべきである。各医療機関を受診したとしても、その後どこにつなげたらよいのかという点で、窓口当事者やそのご家族が窓口を気軽に訪ね、必要な医療機関や拠点機関等にきちんとつなげられるように保健師を育成することが大事である。コーディネーターの数というより、県全体の質をいかに高めていくか、限られた予算の中でどういった人を育成していく必要があるのかといったことを考えたときに、まずは保健師ではないかと思う。

(事務局)

・今後の検討事項とさせていただきたい。

<意見>

今後取り組んでいただきたい支援・普及事業について

- 1 精神領域の専門治療や連携
- 2 障がい特性に合った障がい福祉サービスの充実
- 3 環境整備の充実
- 4 高次脳機能障がい者の支援普及の充実

(事務局)

・ご意見のとおり、高次脳機能障害の支援においては、専門医療等を含む適切な医療の提供、患者が安心して地域で暮らせるような障がい福祉サービスの充実とサービスにつなげる体制づくり、患者及び疾患に対する理解促進のための普及啓発といった総合的な取組が必要であると認識している。今後も支援拠点機関をはじめ、協議会に参加いただいている委員の皆様や関係機関と連携して事業を進めていきたいと考えている。ご意見については今後の事業の実施において参考とさせていただきたい。

(玉置委員)

・真摯に取り上げていただき感謝申し上げます。別の質問になるが、日高委員に御質問したい。
・家族会の当事者の事例であるが、就労支援を行い、職場の理解もあつてうまく勤めていても5年目になるとだめになるといったことが今年だけで2件あった。5年の壁みたいなものを感じるが、こういったことは本人にも伝えておいたほうがいいのか、高次脳機能障がい者は環境の変化に対応するのが大変であり、何か良い方法はないか。

(日高委員)

・5年の壁というのはおそらく、無期転換をしなければならないという話だと思う。これは国が定めているルールで、個別事情は不明であるが、5年を超えたら正社員にしなければならないというものではない。契約期間を無期の契約にすることを求めるものであり、待遇を正社員に上げることで企業の持ち出しが増え、企業の負担が大きくなるということと必ずしもイコ

ールではない。企業も規模によるが、障害者雇用率という法的な義務があるため、法律を意識して障がい者の方を雇おうとする企業であれば、5年を超えて雇いたいはずである。現在、従業員数40人強の企業が法律の対象となるため、それ未満の企業であると法律の対象外となってしまう、そもそも雇用義務が無い。雇用義務がかかっている企業で働く高次脳機能障がい者であれば、身体障害者手帳か精神障害者手帳を取得できると思うので、手帳があれば5年目以降も安定して働きやすくなるかと思う。具体的な相談があればご相談いただきたい。

<質問>

①各機関、団体における新規就職、再就職、復職、就労継続に係る相談事例や対応事例について (松山リハビリテーション病院)

・当院ではさまざまな相談を受けるが、中には復職や就労のサポートをしてほしいといった要望も多数ある。就労の不安や困り感をその都度伺いながら支援している。例えば、職場の方への病状説明や、就労カンファレンスへの参加、職場訪問等、その方の状況に応じて対応している。必要に応じて職業センターをはじめとした関係機関と連携させていただきながら支援を行っている状況である。カンファレンス前には、企業側にどういったことを伝えるか、事前にご本人やご家族と十分にお話をさせてもらったうえで仕事内容や悩んでいることをその都度確認するようにしている。

(石川委員)

・今治圏域での就労ということで、来島会や市役所の第三セクターの作業所から紹介いただいて復職支援を行っている。B型作業所やA型作業所をご紹介するが、公的な職業の方であると、戻る席を置いていただいているので、A型には戻れない、B型となると作業のレベルが低くなり、賃金も安くなってしまうということがあり、家族の負担も増えてしまうため、御本人、家族の理解をいただいて、まずはB型からはじめ、本職に戻れる方は戻っていただき、戻れない場合は元の席をなくしてもらってA型に移行している。当院には社会保険労務士もおり、様々な制度を利用し、検討しながら就労支援を行っている。

(日高委員)

・当センターが行っている支援の一つに職業準備支援というものがある。これは通っていただく形になるため、近場の人でないとなかなか大変かと思われる。もう一つはジョブコーチ支援といって、センターから職場に支援者を派遣させてもらうという制度であり、愛媛県内全域に派遣している。具体的な職場がある方は相談いただきたい。一点、制約があり、当事者やご家族からの相談であれば制約は無いが、対象とする事業主は原則、民間企業でなければ利用ができない。公的な機関や市町への職場復帰や定着支援は、センターが独立行政法人という性質上できないこととなっているためご了承いただきたい。

②高次脳機能障がい者（特に脳卒中後）の方に対する自動車運転再開支援の状況について (松山リハビリテーション病院)

・運転再開の希望があった場合、主治医による運転支援の許可が下りれば、作業療法士や言語聴覚士による神経心理学的検査等を行っている。その結果をチーム内で共有し、主治医の許

可が下りると、自動車教習所で実車評価を行う。当院は第一自動車教習所と連携を図っている。実車評価は自動車教習所内から開始し、一般道路へ移行していく流れである。実車後にはドライブレコーダーで撮影した動画を使用し、教習指導員からフィードバックを行っており、運転後の情報を共有する。自動車教習所での実車評価がおおむね問題なければ、運転免許センターにて適正検査を実施し、公安委員会の判断を待つという流れとなっている。

(平野委員)

- ・作業療法士会としての運転支援の取組としては、自動車運転再開支援の対応に関する研修の実施、自動車運転支援に取り組んでいる施設の紹介等を行っている。また、直接の再開支援ではなく、再開ができなかった場合の移動支援や移動スーパー、乗り合いタクシーといったサービスのとりまとめを高次脳機能障害支援部門において行っている。その他には、日本作業療法士協会の主催で運転と地域移動に関する都道府県協力者会議の中で、全国における自動車運転支援に関する取組の情報共有を行い、支援の方向性の検討を行っている。

(事務局)

- ・本日欠席の伊予病院における取組を紹介させていただく。
- ・伊予病院のHPに自動車運転再開支援の取組が紹介されている。伊予病院ではドライビングシミュレータを用い、スキームを組んで入院中の運転再開支援に取り組まれている。また、自動車教習所と連携し、実車教習も行っている。入院中だけでなく、外来リハビリ中の運転再開支援にも取り組まれているが、現在は伊予病院に入院中の方や退院後の方のみを対象にしているとのことで、相談がある場合は直接ご連絡をいただきたいとのことである。

(石川委員)

- ・当院でもシミュレータを完備しており、シミュレータ実施後は、松山の第一自動車教習所に紹介して実車を行い、結果がよければ公安委員会にて検査を行うという形をとっている。実際に運転再開できるようになった方もいらっしゃるので、希望される方がいたらご相談いただきたい。

③高次脳機能障害支援センターの設置及び支援体制について

(事務局)

- ・まず、かがわ高次脳機能障害支援センターの概要についてであるが、資料4を御覧いただきたい。当センターはつい先日、11月13日にオープンした施設で、従来はそれぞれの施設で担っていた機能をセンターとして集約し、一体的に支援が提供できるよう整備したものである。
- ・県では松山リハビリテーション病院を支援拠点機関として指定させていただいており、病院では「高次脳機能障害支援室」において、既に支援コーディネーターによる専門的な相談対応をはじめとする高次脳機能障害に関する総合的な支援体制の整備、そして関係機関との連携体制が構築されている。
- ・成人施設等の松山リハビリテーション病院に無い機能については、地域の施設に適切につないでいただいております、地域で回復を目指すことができる体制が整っていると認識している。他県における高次脳機能障害支援センターと同等の機能、役割を担っていただいていると認識しており、現時点で新たにセンターを設置することは検討していない。

<情報提供>

①令和5年度愛媛県失語症向け意思疎通支援者養成研修について（三瀬委員）

- ・失語症向け意思疎通支援者養成研修の実施にあわせ、支援者を派遣する事業を検討している。事業の実施に当たり、実態調査等で問い合わせ等させていただくことがあるかもしれないがご協力いただきたい。

②高次脳機能障害に関するリーフレットについて（松山リハビリテーション病院菅作業療法士）

- ・高次脳機能障害に関するリーフレットを作成した。高次脳機能障害の症状と対応についてわかりやすく記載したことに加え、相談支援協力機関等の連絡先も掲載しているので、啓発等にご活用いただきたい。

<その他>

（木戸会長）

- ・最後に全体を通しての意見等があればお願いしたい。

（谷向委員）

・先ほど玉置委員からの提案に対し、県から検討しますとの回答があったが、検討いただくのは当然で、検討の結果どうなったのかフィードバックを必ず行っていただきたい。つまり、本会が単なる報告会、単に意見を出し合う場でなく、先程のような意見を皆で検討し、県としての取り組みとして戦略を考えていく場にならなければ、この会の存在自体意味をなさない。

・実態調査について、実数の把握だけでなく、どのような障がいを持つ方がいるのかといったことも含め、調査をしてもいいと思う。平成19年には若年性認知症の悉皆調査も実施しており、その10年後にも再度実施している。高次脳機能障害も若年性認知症の中に数を含めているが、高次脳機能障がい者の数が減少している。実際に患者数が減っているのかということではなく、きちんと数をひろえていないと思われる。他県の調査でも同様の傾向である。そういった意味で愛媛県独自に高次脳機能障がい者の調査を行うことを検討するのは非常に大切であると考ええる。

・法律について、認知症領域では認知症基本法が制定されたというのは皆さんご存知かと思うが、正式名称は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」である。共生社会の中の一員としての高次脳機能障害の方々だと思う。同じような視点が失われ、高次脳機能障害だけで取り組もうとするとパワーとして弱い。法律が制定されても取組としてはそれぞれが独自に実施していく必要があるが、大切なことは普及啓発において本人をエンパワーして、本人発信の意見を聴くことではないかと思う。

・就労支援について、高次脳機能障害において「支援」という言葉がよくつかわれるが、支援だけでなく「自助」を促すようなプログラムも必要なのではないか。自分自身が周囲に溶け込むようなことを促すプログラムがあればよい。

（木戸会長）

- ・当院でも高次脳機能障害の外来に発達障がいや認知症の方も多くいらっしゃる。ご家族や本

人が困っている症状はほぼ同じであり、職場における問題行動や、コミュニケーションにおける問題等。行政の中で予算のことをはじめ、もっと横断的に検討いただけると、高次脳機能障害の受入の形や職場での柔軟な対応や理解も変わってくるのではないか。コミュニティ社会の中で孤立する当事者に対して公平に目を向けられるような愛媛県であってほしいと思う。